

墨田区建築審査会条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(招集)</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 会長は、次の各号の<u>いずれかに該当する場合には、審査会を招集しなければならない。</u></p> <p>(1) 区長から法の規定<u>(他の法令において準用する場合を含む。)</u>により同意を求められたとき。</p> <p>(2) 法第94条第2項<u>(他の法令において準用する場合を含む。)</u>の規定により<u>裁決するとき。</u></p> <p>(3)~(5)〔略〕</p> <p>(委員以外の者の出席)</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、<u>意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出若しくは説明を求めることができる。</u></p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項<u>(他の法令において準用する場合を含む。)</u>の規定により審査請求の口頭審査を行う場合を除き、<u>裁決の評議その他議長が公開することが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(専門調査員)</p> <p>第7条〔略〕</p> <p>2 専門調査員は、<u>学識経験を有する者又は区の職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条〔略〕</p> <p>2 会長は、次の各号の<u>一に該当する場合には、審査会を招集しなければならない。</u></p> <p>(1) 区長から法の規定<u>に基づいて同意を求められたとき。</u></p> <p>(2) 法第94条第2項<u>の規定に基づいて裁決するとき。</u></p> <p>(3)~(5)〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 審査会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、<u>必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第6条 会議は、公開とする。ただし、法第94条第3項<u>の規定に基づき審査請求の口頭審査を行う場合を除くほか、裁決の評議その他議長が公開することが適当でない</u>と認めるときは、この限りでない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条〔略〕</p> <p>2 専門調査員は、<u>学識経験者又は区の職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3〔略〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p><u>（容積率の特例）</u></p> <p><u>第105条 その敷地面積が政令で定める規模以上であるマンションのうち、要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）、容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、建築基準法第52条第1項から第9項まで又は第57条の2第6項の規定による限度を超えるものとすることができる。</u></p> <p><u>2 建築基準法第44条第2項、第92条の2、第93条第1項及び第2項並びに第94条から第96条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。</u></p>	<p>〔新設〕</p>

【施行期日】平成26年12月24日